

測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書

記載例（県外業者）

最初の審査年月日を記入する。

令和 4 年 12 月 5 日

受 付 印

鹿児島県知事 殿

令和5年度において、鹿児島県で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

項番 ※ 左の項番は、電算入力票の項番と一致し

フリガナはカタカナで記入し、濁点及び半濁点は1文字として記入する。

フリガナ 株式会社マコニサルタント
02 本店の商号又は名称 (株) 桜 島 コ ン サ

株式会社等の法人の種類を表す文字については、次の略号を用いる。

- 株式会社 → (株) 特例有限会社 → (有) 合名会社 → (名)
- 合資会社 → (資) 合同会社 → (合) 協同組合 → (同)
- 協業組合 → (業) 企業組合 → (企) 有限責任事業組合 → (責)
- 経常共同企業体 → (JV) 特例財団法人 → (特財)
- 特例社団法人 → (特社) 一般財団法人 → (一財)
- 一般社団法人 → (一社) 公益財団法人 → (公財)
- 公益社団法人 → (公社)

02 代表者名 桜 島 大 介

02 郵便番号 5 0 0 0 0 0 1

姓と名の間は1マス空ける。

02 電話番号 0 6 - 6 3 4 1 - 5 6 1 8

市外局番、市内局番及び番号は、「-（ハイフン）」で区切る。

03 都道府県コード 2 7

※ 別添の「国土交通大臣・都道府県知事コード番号表」を見て記載すること。
(鹿児島県に本店を有する者は「46」を記載すること。)

03 本店の住所 大 阪 市 北 区 梅 田 1 - 3 - 1 - 9 0 0 - 9 F - 1 1

08 ~ 12 登録を受けている事業

市区町村名から記入し、丁目・番地・号は「-（ハイフン）」で記入する。
※都道府県名は記入しないこと。

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
地質調査業者	第 2017 号	4 年 6 月 1 日	測量業者	第 30-919 号	30 年 10 月 10 日	建築士事務所	第 号	年 月 日
補償コンサルタント	第 号	年 月 日	不動産鑑定業者	第 号	年 月 日	建設コンサルタント	第 02-79 号	2 年 9 月 28 日

・令和4年8月31日までに迎えた直近の決算日から直前の2年間の実績を記入する。
 ・金額は消費税抜き(非課税業者は契約額)とし、千円未満は切り捨てて記入する。

08 ~ 12 (消費税抜き)

入札参加資格を申請する業種に、◎を記入する。
 ※直前2年間に実績の無い業種は申請不可
 ※記入漏れに注意

① 入業種区分	② 申請業種 (「◎」で表示)	③ 直前2年度分決算		④ 直前1年度分決算		⑤ 直前2か年間の年間平均実績高 (千円)
		年 月から 年 月まで (千円)	2年 7月から 3年 6月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	3年 7月から 4年 6月まで (千円)	
地質	◎		20,000		30,000	25,000
測量	◎		40,000		25,000	32,500
建築関係建設コンサルタント業務						
補償関係コンサルタント業務						
土木関係建設コンサルタント業務	◎		250,000		300,000	275,000
その他	-		1,200		600	900
合計	-		311,200		355,600	333,400

16 自己資本額 123,456 千円

令和4年8月31日までに迎えた直近の決算の純資産合計を記入する。
 (千円未満は切り捨て)

16 営業年数 30 年

令和4年8月31日までに迎えた直近の決算日までの年数を記入する。(1年に満たない月数は切り捨て。)

16 常勤職員数 (実数) 60 人

「その他」の欄には、「①入札参加資格業種区分」のうち、申請を行わない業種の実績を記入する。
 (この例の場合は、「建築関係コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」の実績を記入する。)

【記載要領】

08 ~ 12 「測量等実績高(消費税抜き)」は、令和4年8月31日までに迎えた直近の決算日から直前2年間の実績を記載すること。(千円未満切り捨て。)

ア 「②申請業種」は、入札参加資格申請をする業種に◎を記載すること。(直前2年間に実績の無い業種は申請不可)
 イ 「その他」は、入札参加資格業種区分に記載している業種のうち、申請を行わない業種の実績高を記載すること

役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者(申請者が法人の場合は常勤役員を、個人の場合は事業主を含む。)をいい、パートタイム労働者を含めないものとし、令和4年8月31日時点での雇用状況をもとに記入すること。

16 「自己資本額」は、令和4年8月31日までに迎えた直近の決算により記載すること。(千円未満切り捨て。)

ア 貸借対照表の「純資産合計」の額を記載すること。
 イ 個人で青色申告の方は、貸借対照表の「(事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額)-事業主貸」の額を記載すること。
 ウ 個人で白色申告の方は、確定申告書の控えから確認できないため、自己資本額は「0」と記載すること。
 エ 組合にあっては、組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載すること。

16 「営業年数」は、令和4年8月31日までに迎えた直近の決算日までの年数を記載する。(1年未満の月数は切り捨て。)

16 「常勤職員数」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者(申請者が法人の場合は常勤役員を、個人の場合は事業主を含む)

をいい、パートタイム労働者等を含めないものとし、令和4年8月31日時点での雇用状況をもとに記載すること。

※ 経常共同企業体で申請する者は、「測量等実績高」、「自己資本額」、「役員報酬」、「給与手当」及び「常勤職員数」は各構成員の合計を、「営業年数」は代表者に係る年数をそれぞれ記載すること。

令和4年8月31日時点の雇用状況をもとに記入

- 一人で複数の資格を有している場合は重複して記入するが、同一種類である「1級、2級」の資格を有している場合は上位の資格の欄のみに記入する。
- 一級建築士で構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の資格を有している場合は「01一級建築士」の欄には記入せず、「34構造設計一級建築士」欄又は「35設備設計一級建築士」欄に記入する。また、両方とも有している場合は「34構造設計一級建築士」欄及び「35設備設計一級建築士」欄に重複して記入すること。
- 「19公共用地経験者」欄は、官公庁に勤務し、公共用地取得業務に従事した経験のある者で、その実務経験が10年以上の者を記入する。

13 ~ 14 有資格者及び事務職員の数（人数を記載）

01一級建築士	02二級建築士	03一級土木 施工管理技士	04二級土木 施工管理技士	05 測 量 士	06環境計量士	07 不 動 産 鑑 定 士	08 土 地 家 屋 調 査 士	09 技 術 士	10第一種電気 主任技術者	11 伝 送 交 換 主 任 技 術 者	12線路主任 技 術 者	13 R C C M	14一級さく井 技 能 士
2	3	10	4	8		1	1	21				8	2
15 地 す べ り 防 止 工 事 士	16 地 質 情 報 管 理 士	17 地 質 調 査 技 術 士	18 補 償 業 務 管 理 士	19 公 共 用 地 経 験 者	20コンクリート 診 断 士	21コンクリート 構 造 診 断 士	22土木学会認定 土 木 技 術 者 (二級除く)	23 農 業 土 木 技 術 管 理 士	24畑地かんが い 技 術 士	25土地改良専 門 技 術 者	26土地改良補 償 業 務 管 理 者	27建築基 準 適 合 判 定 資 格 者	28建築積算士 (建築積算資格者)
1							1					1	1
29建築設備士	30一級電気工 事 施 工 管 理 技 士	31二級電気工 事 施 工 管 理 技 士	32一級管工事 施 工 管 理 技 術 士	33二級管工事 施 工 管 理 技 術 士	34 構 造 設 計 一 級 建 築 士	35 設 備 設 計 一 級 建 築 士	36農業水利施 設 機 能 総 合 診 断 士	01 ~ 36 の 計	37左記以外の 技 術 者	38 事 務 職 員	合 計		
1	1		1					67	5	7	79		

15 技術士及びRCCMの内訳（人数を記載）

	01 河川砂防 海 岸 海 洋	02港湾・空港	03 電 力 土 木	04 道 路	05 上 水 道 ・ 工 業 用 水	06 下 水 道	07 農 業 土 木	08 森 林 土 木	09 造 園	10都市・地方 計 画	11 地 質
技 術 士				4	7	6					
R C C M				2	3	2					
	12土質・基礎	13鋼構造コン ク リ ー ト	14 ト ン ネ ル	15 施 工 計 画 施 工 設 備 積 算	16 建 設 環 境	17 機 械 (部 門)	18 水 産 土 木	19 電 気 電 子 (部 門)	20 総 合 技 術 監 理	合 計	
技 術 士						1		3		21	
R C C M						1				8	

技術士の数が一致すること

RCCMの数が一致すること

16常勤職員数(実数)と
同数がそれ以上となる。

【記載要領】

「13~14 有資格者及び事務職員の数」及び「15 技術士及びRCCMの内訳」については、令和4年8月31日時点での雇用状況をもとに記載すること。

※ 経常共同企業体で申請する者は、各構成員の合計を記載すること。

「13~14 有資格者及び事務職員の数」の「09技術士」及び「13RCCM」は、「15 技術士及びRCCMの内訳」のそれぞれの合計と一致すること。

様式②

様式①の2頁「08～12 測量等実績高」の◎を付した入札参加資格業種区別に作成する。

測 量 等 実 績 調 書

(入札参加資格業種区分) 土木関係建設コンサルタント業務

税込み。千円未満切り捨

業種細目番号	注 文 者	元請又は下請の別	件 名	業務履行場所のある都道府県名	請負代金の額 (千円)	着 工 年 月
						完 成 年 月
06	〇〇〇市	元請	〇〇浄水場基本設計業務	鹿児島県	15,000	2 年 9 月 3 年 2 月
07, 20	〇〇〇水道局	元請	〇〇流域下水道終末処理場〇〇施設実施設計業務委託	鹿児島県	20,000	3 年 7 月 4 年 3 月
14	〇〇〇市	元請	〇〇〇川流域浄化センター2工区実施設計業務委託	鹿児島県	10,000	2 年 10 月 3 年 3 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月

直前2年分の決算期内の完成業務について記入する。

・ 地質調査業務(入札参加資格を申請する場合のみ)及び電算入力票の項番「09」～「12」の「入札参加を申請する業種細目」で◎を付した全ての業種細目について、それぞれ金額の一番大きいものを1件を記載する。

・ 「業種細目番号」は、電算入力票の項番「09」～「12」の「入札参加を申請する業種細目」の番号を記入する。
 なお、地質調査業務は業種細目がないので空欄とする。
 ・ 請負金額の一番大きい業務が複数の業務細目にまたがっている場合は、業種細目番号をまとめて記入してもよい。

【記載要領】

- ・ 本表は、入札参加資格業種区分別(様式①の2頁の「08～12 測量等実績高」の◎を付した入札参加資格業種区分別)に作成すること。
- ・ 令和4年8月31日までに迎えた直前2年分の決算期内の完成業務について、電算入力票の項番「09」～「12」の「入札参加を申請する業種細目」で◎を付した全ての業種細目について、それぞれ金額の一番大きいものを1件を記載すること。
 地質調査業務については、業種細目がいないため業種細目番号は空欄にして作成すること。
- ・ 「請負代金の額」は、消費税込みの金額を記載すること。(千円未満切り捨て。)

<①本店を契約締結営業所とする場合の記載例>

様式③

電算入力票〔測〕

株式会社等の法人の種類を表す文字については、次の略号を用いる。

株式会社 → (K) 特例有限会社 → (Y) 合名会社 → (M)
 合資会社 → (G) 合同会社 → (O) 協同組合 → (D)
 協業組合 → (A) 企業組合 → (H) 有限責任事業組合 → (L)
 経常共同企業体 → (J) 特例財団法人 → (Z)
 特例社団法人 → (S) 一般財団法人 → (P)
 一般社団法人 → (U) 公益財団法人 → (W)
 公益社団法人 → (V)

項番

県内県外区分

商号・名称の前に「(株)」等がある場合はこのマスに記入する。

3
2

(1. 県内2. 県外) (1. 修正, 2. 別添, 空白利税)

3 10 20 30
 サクラシマ コンサルタント

商号・名称の後ろに「(株)」等がある場合はこのマスに記入する。

本店の
商号名称

31 32 40 50
 K ■ 桜島 コンサルタント

フリガナはカタカナで記入し、濁点及び半濁点は1文字として記入する。

代表者名

77 87 100
 桜島 大 介

市外局番, 市内局番及び番号は、「- (ハイフン)」で区切る。

郵便番号

姓と名の間は1マス空ける。

番号 0 6 - 6 3 4 1 - 5 6 1 8

1

0 3 都道府県のコード

3 5 7 15 25
 2 7 区(市)郡町村 大阪市 北区

・都道府県名は記入しない。
 ・東京23区の場合は、区名から記入する。
 ・市と区、郡と町村の間には空白を置く。

〔下位住所〕

29 39 49 59 64
 梅田 1 - 3 - 1 - 9 0 0 - 9 F - 1 1

(左詰めとし途中に空白を置かない)

1

0 4 契約締結事務所 (県外業者用)

3 15 32 ※ 項番04~07は県外業者用 (県内業者は記載不要)
 丁目・番地・号は「- (ハイフン)」で記入する。

代表者名

33
 代表者名

郵便番号

57 60 64 76
 本店を契約締結営業所とする場合は記載しない。

1

0 5 都道府県のコード (県外業者用)

3 5 7 15 25 29 39 49 59 64
 区(市)郡町村 (市と区、郡と町村の間には空白を置く)

〔下位住所〕

29 39 49 59 64
 (左詰めとし途中に空白を置かない)

1

0 6 鹿児島営業所 (県外業者用)

3 15 32
 鹿児島営業所

鹿児島県と契約締結は行わないが、県内に営業所がある場合にのみに記載する。(様式④【表2】に記載した情報。)

代表者名

33 45 56
 鹿児島 太 郎

郵便番号

57 60 64 76
 8 9 2 - 8 5 2 0 電話番号 0 9 9 - 2 2 3 - 0 1 6 1

1

0 7 都道府県のコード (県外業者用)

3 5 7 15 25 29 39 49 59 64
 4 6 区(市)郡町村 鹿児島市 (郡と町村の間には空白を置く)

〔下位住所〕

29 39 49 59 64
 小川町 3 - 5 6 (左詰めとし途中に空白を置かない)

<②本店以外の県外営業所を契約締結営業所とする場合の記載例>

様式③

電算入力票〔測〕

株式会社等の法人の種類を表す文字については、次の略号を用いる。

株式会社 → (K) 特例有限会社 → (Y) 合名会社 → (M)
 合資会社 → (G) 合同会社 → (O) 協同組合 → (D)
 協業組合 → (A) 企業組合 → (H) 有限責任事業組合 → (L)
 経常共同企業体 → (J) 特例財団法人 → (Z)
 特例社団法人 → (S) 一般財団法人 → (P)
 一般社団法人 → (U) 公益財団法人 → (W)
 公益社団法人 → (V)

項番

県内県外区分

商号・名称の前に「(株)」等がある場合はこのマスに記入する。

3
2

(1. 県内2. 県外) (1. 修正, 2. 別称, 空白利税)

3 10 20 30
 サ ク ラ シ ム コ ン サ ル タ ン ト

商号・名称の後ろに「(株)」等がある場合はこのマスに記入する。

本店の
 商号名称

31 32 40 50 60 70 76
 K ■ 桜 島 コ ン サ ル タ ン ト

フリガナはカタカナで記入し、濁点及び半濁点は1文字として記入する。

代表者名

77 87 100
 桜 島 大 介

市外局番、市内局番及び番号は、「- (ハイフン)」で区切る。

郵便番号

101 104
 姓と名の間は1マス空ける。

番号 0 6 - 6 3 4 1 - 5 6 1 8

1

都道府県のコード

3 5 7 15
 0 3 2 7

区(市)郡町村 大阪市 北区

・都道府県名は記入しない。
 ・東京23区の場合は、区名から記入する。
 ・市と区、郡と町村の間には空白を置く。

〔下位住所〕

29 39 49 59 64
 梅 田 1 - 3 - 1 - 9 0 0 - 9 F - 1 1

(左詰めとし途中に空白を置かない)
 丁目・番地・号は「- (ハイフン)」で記入する。

1

契約締結事務所
 (県外業者用)

3 15 32
 0 4 九 州 支 店

※ 項番04、05は県外業者用
 本店以外の県外の契約締結営業所情報を記載する。
 (様式④【表1】に記載した情報。)

代表者名

33 45 56
 筑 紫 次 郎

郵便番号

57 60
 8 1 2 - 0 0 1 2

電話番号 0 9 2 - 4 4 1 - 2 8 5 2

1

都道府県のコード
 (県外業者用)

3 5 7 15
 0 5 4 0

区(市)郡町村 福岡市 博多区

(市と区、郡と町村の間には空白を置く)

〔下位住所〕

29 39 49 59 64
 博 多 駅 中 央 街 8 - 2 0 - 5 0 1

(左詰めとし途中に空白を置かない)

1

鹿児島営業所
 (県外業者用)

3 15 32
 0 6 鹿 児 島 営 業 所

鹿児島県と契約締結は行わないが、県内に営業所がある場合にのみに記載する。
 (様式④【表2】に記載した情報。)

代表者名

33 45 56
 鹿 児 島 太 郎

郵便番号

57 60
 8 9 2 - 8 5 2 0

電話番号 0 9 9 - 2 2 3 - 0 1 6 1

1

都道府県のコード
 (県外業者用)

3 5 7 15
 0 7 4 6

区(市)郡町村 鹿児島市

(郡と町村の間には空白を置く)

〔下位住所〕

29 39 49 59 64
 小 川 町 3 - 5 6

(左詰めとし途中に空白を置かない)

<③鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合の記載例>

様式③

電算入力票〔測〕

株式会社等の法人の種類を表す文字については、次の略号を用いる。

- 株式会社 → (K) 特例有限会社 → (Y) 合名会社 → (M)
- 合資会社 → (G) 合同会社 → (O) 協同組合 → (D)
- 協業組合 → (A) 企業組合 → (H) 有限責任事業組合 → (L)
- 経常共同企業体 → (J) 特例財団法人 → (Z)
- 特例社団法人 → (S) 一般財団法人 → (P)
- 一般社団法人 → (U) 公益財団法人 → (W)
- 公益社団法人 → (V)

項番

県内県外区分

商号・名称の前に「(株)」等がある場合はこのマスに記入する。

3
2

(1. 県内2. 県外) (1. 修正, 2. 別称, 空白利税)

3 10 20 30

サ ク ラ シ ム コ ン サ ル タ ン ト

商号・名称の後ろに「(株)」等がある場合はこのマスに記入する。

本店の
商号名称

31 32 40 50 60 70 76

K ■ 桜 島 コ ン サ ル タ ン ト

フリガナはカタカナで記入し、濁点及び半濁点は1文字として記入する。

代表者名

77 87 100

桜 島 大 介

市外局番、市内局番及び番号は、「- (ハイフン)」で区切る。

郵便番号

101 104 108

姓と名の間は1マス空ける。 番 号 0 6 - 6 3 4 1 - 5 6 1 8

1 3 5 7 15 25

0 3 都 道 府 県
の コー ド 2 7 区(市)郡町村 大 阪 市 北 区

- ・都道府県名は記入しない。
- ・東京23区の場合は、区名から記入する。
- ・市と区、郡と町村の間には空白を置く。

〔下位住所〕

29 39 49 59 64

梅 田 1 - 3 - 1 - 9 0 0 - 9 F - 1 1

(左詰めとし途中に空白を置かない)

丁目・番地・号は「- (ハイフン)」で記入する。

1 3 15 32

0 4 契 約 締 結 事 務 所
(県 外 業 者 用) 鹿 児 島 営 業 所

鹿児島県内の契約締結営業所情報を記載する。(様式④【表1】に記載した情報。)

代表者名

33 45 56

鹿 児 島 太 郎

郵便番号

57 60 64 76

8 9 2 - 8 5 2 0 電 話 番 号 0 9 9 - 2 2 3 - 0 1 6 1

1 3 5 7 15 25

0 5 都 道 府 県
の コー ド (県 外 業 者 用) 4 6 区(市)郡町村 鹿 児 島 市

(市と区、郡と町村の間には空白を置く)

〔下位住所〕

29 39 49 59 64

小 川 町 3 - 5 6 1

(左詰めとし途中に空白を置かない)

1 3 15 32

0 6 鹿 児 島 営 業 所
(県 外 業 者 用)

鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合は記載しない。

代表者名

33 45 56

郵便番号

57 60 64 76

1 3 5 7 15 25

0 7 都 道 府 県
の コー ド (県 外 業 者 用) 区(市)郡町村

(郡と町村の間には空白を置く)

〔下位住所〕

29 39 49 59 64

(左詰めとし途中に空白を置かない)

＜①本店を契約締結営業所とする場合の記載例＞

様式④（県外業者用）

「○」をつける。

契約締結営業所及び鹿児島県内の営業所に関する届

記載前に必ず記載要領を御覧ください。

鹿児島県と契約を締結する営業所

- 本店
- 本店以外の鹿児島県外の営業所
- 鹿児島県内の営業所

→ 以下の【表1】を記載
→ 以下の【表1】を記載

〔 鹿児島県との契約締結は行わないが、鹿児島県内に営業所がある場合は【表2】も併せて記入 〕

鹿児島県と契約締結は行わないが、鹿児島県内に営業所がある場合のみ記載する。

04 ～ 05 （電算入力票の項番）

【表1】 鹿児島県との契約締結営業所

(1) 名 称	
(2) 代 表 者 名	
(3) 電 話 番 号	— —
(4) 郵 便 番 号	記載しない。
(5) 所 在 地	
① 都 道 府 県 名	-----
② 区（市）郡・町村名	-----
③ 下位住所（②以外）	

06 ～ 07 （電算入力票の項番）

【表2】 鹿児島県内の営業所

(1) 名 称	(株)桜島コンサルタント 鹿児島営業所
(2) 代 表 者 名	鹿児島 太郎
(3) 電 話 番 号	099 — 223 — 0161
(4) 郵 便 番 号	892 — 8520
(5) 所 在 地	
① 都 道 府 県 名	鹿児島県
② 区（市）郡・町村名	鹿児島市
③ 下位住所（②以外）	小川町3-56

記載要領

- 1 鹿児島県と契約を締結する営業所
該当する欄の〔 〕にいずれか1つ○印を付けて下さい。
- 2 【表1】 鹿児島県との契約締結営業所
 - (1) 鹿児島県との契約締結営業所について記載してください。
（本店で契約締結する場合は、記載不要です。）
 - (2) 鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合は、表1に鹿児島県内の営業所の状況を記載してください。
（〔注意〕この場合は、「【表2】 鹿児島県内の営業所」には記載しないでください。）
- 3 【表2】 鹿児島県内の営業所
 - (1) 鹿児島県内の営業所について記載してください。
 - (2) 鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合は、表2には記載しないで下さい。
（この場合の鹿児島県内の営業所は、「【表1】 鹿児島県との契約締結営業所」に記載してください。）
 - (3) 本店を契約締結営業所とした場合でも、鹿児島県内に営業所を有している場合は記載してください。

<②本店以外の県外営業所を契約締結営業所とする場合の記載例>

様式④（県外業者用）

契約締結営業所及び鹿児島県内の営業所に関する届

「○」をつける。

記載前に必ず記載要領を御覧ください。

鹿児島県と契約を締結する営業所

- 〔 〕 本店
 [○] 本店以外の鹿児島県外の営業所
 [〕 鹿児島県内の営業所

→ 以下の【表1】を記載
 → 以下の【表1】を記載

〔 鹿児島県との契約締結は行わないが、鹿児島県内に営業所がある場合は【表2】も併せて記入

本店以外の鹿児島県外の営業所情報を記載する。

鹿児島県と契約締結は行わないが、鹿児島県内に営業所がある場合のみ記載する。

04 ~ 05（電算入力票の項番）

06 ~ 07（電算入力票の項番）

【表1】 鹿児島県との契約締結営業所

(1) 名 称	(株)桜島コンサルタント 九州支店
(2) 代 表 者 名	筑紫 次郎
(3) 電 話 番 号	092 - 441 - 2852
(4) 郵 便 番 号	812 - 0012
(5) 所 在 地	
① 都 道 府 県 名	福岡県
② 区(市)郡・町村名	福岡市 博多区
③ 下位住所(②以外)	博多駅中央街8-20第二博多相互ビル501号

【表2】 鹿児島県内の営業所

(1) 名 称	(株)桜島コンサルタント 鹿児島営業所
(2) 代 表 者 名	鹿児島 太郎
(3) 電 話 番 号	099 - 223 - 0161
(4) 郵 便 番 号	892 - 8520
(5) 所 在 地	
① 都 道 府 県 名	鹿児島県
② 区(市)郡・町村名	鹿児島市
③ 下位住所(②以外)	小川町3-56

記載要領

- 1 鹿児島県と契約を締結する営業所
 該当する欄の〔 〕にいずれか1つ○印を付けて下さい。
- 2 【表1】 鹿児島県との契約締結営業所
 (1) 鹿児島県との契約締結営業所について記載してください。
 (本店で契約締結する場合は、記載不要です。)
 (2) 鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合は、表1に鹿児島県内の営業所の状況を記載してください。
 (〔注意〕この場合は、「【表2】 鹿児島県内の営業所」には記載しないでください。)
- 3 【表2】 鹿児島県内の営業所
 (1) 鹿児島県内の営業所について記載してください。
 (2) 鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合は、表2には記載しないで下さい。
 (この場合の鹿児島県内の営業所は、「【表1】 鹿児島県との契約締結営業所」に記載してください。)
 (3) 本店を契約締結営業所とした場合でも、鹿児島県内に営業所を有している場合は記載してください。

＜③鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合の記載例＞

様式④（県外業者用）

契約締結営業所及び鹿児島県内の営業所に関する届

記載前に必ず記載要領を御覧ください。

「○」をつける。

鹿児島県と契約を締結する営業所

- 本店
- 本店以外の鹿児島県外の営業所
- 鹿児島県内の営業所

→ 以下の【表1】を記載

→ 以下の【表1】を記載

（鹿児島県との契約締結は行わないが、鹿児島県内に営業所がある場合は【表2】も併せて記入

鹿児島県内の営業所情報を記載する。

04 ～ 05（電算入力票の項番）

【表1】 鹿児島県との契約締結営業所

(1) 名 称	(株)桜島コンサルタント 鹿児島営業所
(2) 代 表 者 名	鹿児島 太郎
(3) 電 話 番 号	099 - 223 - 0161
(4) 郵 便 番 号	892 - 8520
(5) 所 在 地	
① 都 道 府 県 名	鹿児島県
② 区(市)郡・町村名	鹿児島市
③ 下位住所(②以外)	小川町3-56

06 ～ 07（電算入力票の項番）

【表2】 鹿児島県内の営業所

(1) 名 称	
(2) 代 表 者 名	
(3) 電 話 番 号	-
(4) 郵 便 番 号	記載しない。
(5) 所 在 地	
① 都 道 府 県 名	
② 区(市)郡・町村名	
③ 下位住所(②以外)	

記載要領

- 1 鹿児島県と契約を締結する営業所
該当する欄の にいずれか1つ○印を付けて下さい。
- 2 【表1】 鹿児島県との契約締結営業所
 - (1) 鹿児島県との契約締結営業所について記載してください。
(本店で契約締結する場合は、記載不要です。)
 - (2) 鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合は、表1に鹿児島県内の営業所の状況を記載してください。
(〔注意〕この場合は、「【表2】 鹿児島県内の営業所」には記載しないでください。)
- 3 【表2】 鹿児島県内の営業所
 - (1) 鹿児島県内の営業所について記載してください。
 - (2) 鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合は、表2には記載しないで下さい。
(この場合の鹿児島県内の営業所は、「【表1】 鹿児島県との契約締結営業所」に記載してください。)
 - (3) 本店を契約締結営業所とした場合でも、鹿児島県内に営業所を有している場合は記載してください。

本店以外の営業所を契約締結営業所とする場合は、必ず作成してください。
(本店を契約締結営業所とする場合で、内部の責任者等に委任する場合も必要)

様式⑤ (県外業者用)

委 任 状

令和 4 年 12 月 5 日

必ず記入する。

鹿児島県知事 殿

住 所 大阪市北区梅田 1-3-1-900 大阪駅前第一ビル 9 階 11 号

商号又は名称 (株)桜島コンサルタント

代表者氏名 桜島 大介



私は、下記の者に、鹿児島県が令和 5 年 4 月 1 日以降に発注する測量・建設コンサルタント等業務に関する次の権限を委任します。
なお、本委任を解除する場合には、双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約します。

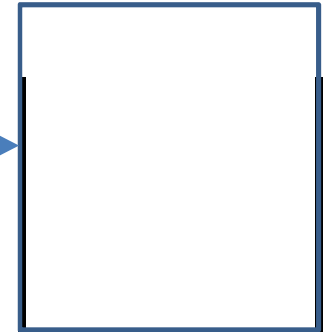
記

(受任者) 住 所 福岡県福岡市博多区博多駅中央街 8-20 第二博多相互ビル 501 号

商号又は名称 (株)桜島コンサルタント 九州支店

代表者氏名 筑紫 次郎

押印不要。



委任事項

- 1 見積り及び入札について
- 2 契約の締結及び履行について
- 3 保証金又は保証物の納付、還付、請求及び領収について
- 4 契約代金(前払金を含む。)の請求及び受領について
- 5 復代理人の選任について
- 6 特定共同企業体を結成し、協定を締結する件

個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書

必ず記入する。

令和 4 年 12 月 5 日

□チェック欄 該当する項目のいずれかに■(チェック)する。

住所 大阪市北区梅田1-3-1-900-9F-11
 商号又は名称 (株)桜島コンサルタント
 代表者氏名 代表取締役 桜島 大介

□ チェック欄 (該当する項目のいずれかにチェックを入れてください。)

1 <領収証書の写しを貼付>

押印不要。

当事業所は、現在、鹿児島県_____市(町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納入しています。
 → 直近の領収証書の写しを貼付してください。

鹿児島県内の複数の市町村に営業所がある場合は、従業員数の一番多い事務所所在地の市町村の領収証書の写しを貼り付ける。

2 <県外事業所で鹿児島県内に事業所がなく居住する従業員等もない場合>

当事業所は、鹿児島県内に事業所(支店、営業所等を含む。)がなく、かつ、鹿児島県内に居住する従業員がいません。

注) 以下のチェック項目に該当する場合は、鹿児島県内の事業所の所在地の市町村で確認を受けてください。

3	<特別徴収の実施確認> 当事業所は、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。	市 町	鹿児島県内の複数の市町村に営業所がある場合は、従業員数の一番多い事務所所在地の市町村の住民税担当窓口で確認を受ける。
4	<特別徴収義務が無い場合> 当事業所は、個人住民税について特別徴収義務の無い事業所です。	村 確 認 印	
5	<特別徴収義務があるが実施していない場合> 当事業所は、令和 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。 つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社(者)あてに送付してください。	市 町 村 確 認 印	

受付番号

記入不要

鹿児島県の様式を使用

別記様式（第6条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項に規定する審査のため、下記の事項について、鹿児島県知事が鹿児島県警察本部長に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22条）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者
 - 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等ではありません。

必ず記入する。

令和 4 年 12 月 5 日

鹿児島県知事 殿

押印不要。

「会社名」のふりがなを付してください。

住 所 大阪市北区梅田1-3-1-900-9F-11
(ふりがな) さくらしま
氏 名 (株)桜島コンサルタント
代表取締役 桜島 大介

〔 法人その他の団体にあつては、
本店の所在地、名称及び代表
者の氏名 〕

注1 自己及び自社の役員等の名簿（別紙）を添付してください。

2 「法人等」とは、要綱第2条第4号のとおりです。

3 「役員等」とは、要綱第2条第6号のとおりです。

(別紙)

自己及び自社の役員等の名簿

氏名又は名称		(株)桜島コンサルタント		
住所又は主たる事務所の所在地		大阪府大阪市北区梅田1-3-1-900-9F-11		
役職名	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	住所
代表取締役	(さくらじま だいすけ) 桜島 大介	男	S25. 1. 1	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44
取締役	(さくらじま はなこ) 桜島 花子	女	S25. 1. 1	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44
営業所長	(ちくし じろう) 筑紫 次郎	男	S53. 12. 1	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7
営業所長	(かごしま たろう) 鹿児島 太郎	男	S30. 12. 12	鹿児島市山下町14-50
株主	(いぶすきたかもり) 指宿 隆盛	男	S33. 12. 4	大阪府大阪市中央区大手前1-5-40
	()			
	()			鹿児島県外居住者は、都道府県名から記入する。

報告すべき対象者は、以下に該当する者です。(監査役又はこれに準ずる者を除く。)

ア 法人にあっては、役員(非常勤の者を含む。)、支配人、営業所等(営業所、事業所その他これらに準ずるものをいう。)を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

*「総株主の議決権の5/100以上を有する株主(個人に限る。)若しくは出資の総額の5/100以上に相当する出資をしている者(個人に限る。)」も記入すること。

イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

エ 県外業者は、鹿児島県との契約締結営業所の営業所長を必ず記入すること。

注1 代表者も含めて作成してください。

2 記入欄が不足する場合は適宜追加してください。

3 この名簿に記載されている個人情報については、要綱第3条第2項に規定する審査に必要な範囲内で、他の行政庁に情報提供することになりますので、各人の同意を得た上で記載してください。